平成２７年（フ）第３２２号
北海道恵庭市有明町６丁目６番７―202号
債務者　納谷真由美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３７号
北海道恵庭市恵央町９番１　市営住宅３―201号
債務者　西山　惠一
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４７号
札幌市豊平区豊平９条９丁目１番28―106号
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６９号
札幌市白石区中央２条６丁目12番５―405号
債務者　藤井　真紀
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
埼玉県秩父市大野原2180番地７
債務者　塩旗　　修
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
静岡県沼津市大塚1170番地の２　沼津原団地３―204、前住所静岡県沼津市東椎路364番地エンゼルハイム東椎路403
債務者　小早川友久
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
静岡県沼津市大塚1170番地の２　沼津原団地３―204、前住所静岡県沼津市東椎路364番地エンゼルハイム東椎路403
債務者　小早川幸子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１号
三重県松阪市大黒田町308番地11　ルネサス神野101号、前住所三重県多気郡多気町相可1371―11　泉ビル402号・大阪市旭区大宮２丁目９番15号
債務者　新居　圭治
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６号
堺市南区宮山台１丁６番８―208号
債務者　石橋　豊美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
山口県宇部市神原町１丁目７番14号中電工宇部寮管理人室
債務者　中村　利昌
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１６号
山口県宇部市神原町１丁目７番14号中電工宇部寮管理人室
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第３０号
群馬県太田市内ケ島町2020番地
債務者　太田三代子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第６０号
静岡県富士市松岡1407番地の10グランドゥール302号
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６０号
香川県高松市元山町618番地１　サンパティークＤ102
債務者　吉田　浩紀
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７号
長崎県長崎市三原２丁目38番18号　201、旧住所長崎県長崎市東小島町８番５―205号
債務者　出口ますみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
長崎県長崎市御船蔵町15番３―404号
債務者　竹村　悦子（旧姓竹野）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
長崎県長崎市女の都４丁目12番３―404号
債務者　西山　厚子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係